

茨木市職員海外派遣研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の姉妹都市・友好都市をはじめ諸外国に職員を派遣し、職員の国際的視野及び識見を養うとともに、諸外国の都市行政の実情を調査・研究させ、その成果を市政に反映させることを目的とする。

(派遣対象職員)

第2 海外派遣の対象者は、係長以上の者又は市長が特に必要と認める者で、勤務成績が優秀であり、かつ、研修の目的を達するに足る能力を有する者とする。

(派遣先及び期間)

第3 派遣先は、姉妹都市及び友好都市並びに諸外国の都市とし、期間は1か月以内とする。

(派遣人員)

第4 海外派遣する人員は、毎年度予算の範囲内で定める。

(研修生の決定)

第5 担当副市長又は各部長の推薦する者の中から、市長が決定するものとする。

(派遣経費)

第6 派遣職員には、茨木市職員旅費条例(昭和23年茨木市条例第35号)第18条の規定により、必要な経費を支給する。

(研修結果報告)

第7 研修生は、帰庁後速やかに研修成果について市長あて文書でもって報告するものとする。

(準用)

第8 他の団体等が主催する海外派遣研修に職員を派遣する場合は、この要綱に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年5月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。